

事務連絡  
令和8年4月17日

区内 認可外保育施設 設置者 各位

令和6年度補助金・給付金に係る消費税仕入控除税額報告書の提出について（依頼）

日ごろから、当区の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
標記の件について、下記のとおりご報告くださいますようお願いいたします。

#### 記

1 報告対象（令和6年度分）※報告対象は2年度前の補助金です。ご注意ください。

#### 世田谷区保育所等における安全対策支援事業補助金

2 提出書類（様式はメールに添付）

- (1) 消費税仕入控除税額報告書及び積算内訳報告書
- (2) 必要な添付書類

#### <留意事項>

※仕入控除額が0円の場合も(1)(2)の提出が必要です。

※他の補助金・給付金がある場合は以下のとおりご対応ください。

- (1) 補助金・給付金ごとに、一通ずつが必要です。
- (2) の税資料は、一通で構いません。

3 提出方法

- (1) 電子申請

<https://logofom.jp/f/Ama0v>

- (2) 郵送

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4-21-27

子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設（届出）担当あて

4 提出期限

**令和8年5月7日（木曜日）必着**

## 5 仕入控除税額が生じる事業者

- (1) 特定収入（補助金収入など資産の譲渡等の対価以外の収入）の割合が5%以下の公益法人等
- (2) 公益法人等以外の事業者（免税事業者・簡易課税方式で申告している事業者を除く）

## 6 仕入控除税額の計算方法

- (1) 一括比例配分方式により確定申告している場合  
＝補助金額×10/110×課税売上割合

- (2) 個別対応方式により確定申告している場合

＝AとBの合計額

A 課税売上対応分 補助金額×10/110

B 共通対応分 補助金額×10/110×課税売上割合

- (3) 課税売上割合が95%以上の場合

＝補助金額×10/110

(注) 計算式は令和元年10月1日以降の消費税の税率10%で記載しています。税率については、事業者が実際に仕入税額控除した時点の税率によって計算してください。

## 7 補助金・給付金に係る消費税仕入控除税額報告について

- (1) 世田谷区ホームページ（※以下からダウンロードできます。）

トップページ > 子ども・教育・若者支援 > 保育園・幼稚園など > 保育 > 事業者の方向け情報 > 認可外保育施設に関すること > 認可外保育施設に対する補助金 > 補助金・給付金に係る消費税仕入控除税額報告について

【ページID：1602】

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1602.html>

- (2) 国税庁ホームページ内パンフレット

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/shohizei\\_r07.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/shohizei_r07.pdf)

## 8 問合せ先

|         |          |               |
|---------|----------|---------------|
| 子ども・若者部 | 保育認定・調整課 | 認可外保育施設（届出）担当 |
|         | 電話       | 03（5432）2224  |
|         | FAX      | 03（5432）3018  |